職業訓練忌避観の創生と定着 ── 職業訓練批判と「教育を受ける権利」主張の重複化による ──

田中 萬年 (元職業能力開発総合大学校)

本発表の概要

コロナ禍社会に入り、職業訓練がますます重要になり、 各国では職業訓練の強化策が打ち出されているが、わが 国では未だに方針が明確ではない。そこには職業訓練の 意義に比べわが国の社会的評価が低いことが窺える。こ の問題の根源は誰からも疑問視されなかった「教育を受 ける権利」観と絡んでいることが分かった。

「教育を受ける権利」は印刷工から労働運動先導者になった片山潜が、「教育勅語」の「教育」を批判できない下、臣民は「教育を受ける義務」の時代だが困窮家庭の子弟の就学が低かったことについて初めて主張した。

ところが、片山は同時に工場で展開されていた徒弟制をも批判した。この結果、両者は一体的に理解され、職業訓練忌避観が創生された。その後、「教受権」は幸徳 秋水が一般化し、陶工から刻苦勉励して教員になった下中弥三郎(平凡社創立者)が普及した。

そして、「日本国憲法」には国民主権にもかかわらず 奇妙な「教育を受ける権利」が規定され、それが民主的 と理解された。教育学は労働権=職業訓練を忌避する独 自の「教育権」論を確立し、社会に定着したと言える。

I. 課題と観点

職業訓練が社会的に重要であることは認識されているが、その位置づけは高くなく、むしろ忌避されている。この問題の根源は何かを考察した研究はない。その背景には、職業訓練が独自の社会的存在意義が有るにもかかわらず、既存の単独の学問の視座ではで職業訓練の全てをカバーする研究関心は起きないからである。

職業訓練はその実体が教育に類似している(ドイツ等のデュアシステムは学校制度と一体である)ので教育学からも考察された。また、職業訓練の機能は労働問題でもあり労働経済学からも考察された。同様に社会学からも考察された。しかし、それらの個別研究では職業訓練を鳥瞰的に見る必要は無く、それぞれの学問関心に基づく研究にとどまるのは自然である。特に、「職業訓練忌避感の根源は何か」との観念的問いを発する必要は無い。

職業訓練の研究的位置づけは職業訓練が独自の観点から究明せざるを得ないと言える。つまり、教育学は労働経済学の教育観を知る必要は無いし、労働経済学は教育学の労働観を知る必要は無いからである。

「職業訓練忌避感の根源は何か」との問いへの考察は、職業訓練の世界から、既存の学問の問題を鳥瞰的に考察 しなければ困難だと言える。

Ⅱ.「教育勅語」下における「教育を受ける権利」の主張と職業訓練忌避観の創生

「教育」の法的な使用は、学問のための「学制」を廃止して制定した 1879(明治 12)年の「教育令」からである。しかし、社会での利用はそれまでに馴染んでいた「学問」であった。また、福沢諭吉は「教育は甚だ穏当ならず。発育と称すべきなり。」と主張した。やがて「教育勅語」が1890 [明治23] 年に換発され、"教育を受ける義務"観を人々に容認させた。「教育勅語」を批判することは不可能であり、「教育」への批判も困難となった。

しかし、「教育を受ける義務」といっても、学費が必要であり、貧困家庭の子弟は就学が困難であった。

片山潜は、そのような事態を批判して、「教育を受ける権利」を主張した。つまり、「教育を受ける義務」に 対抗して権利を主張することが極めて重要であった。

しかし、「教育」の本質は為政者が行う事であり、「教育を受ける」ことはそれだけで義務を表していた。つまり、「教育を受ける権利」とは日本語として奇妙ではあったが、義務に対抗した権利論として理解された。

同時に片山は、労働運動の指導者として、政府が進めていた「工場法」への要望を主張した。「工場法」は「労働基準法」になるように労働者保護法だった。そして、労働の実体から徒弟制を批判した。徒弟制の意義は認めていたが、その意義を誰もが理解できるようには解説しなかった。そのため、片山の「教受権」論は徒弟制批判と一体となって理解されたと考えられる。

片山と運動を伴にした幸徳秋水も、「教育」に反対することは無く、教師の雑誌に「教育を受ける権利」を主張する論文を寄稿した。幸徳も「工場法」の政府案を批判し、左翼運動家の観念に残った事が推測される。

下中も、組織した教員組合の機関誌に「教育を受ける権利」を主張する論文を投稿した。下中の主張は、社会に広まった事が推測される。

片山、幸徳、下中は、晩年は全く異なる人生を終えるが、青年期は共通して刻苦勉励を果たし、学校が教育する基礎的内容が人間の発達にとって重要であることを理解していた。しかし、「教育を受ける権利」と職業訓練の意義とのアウフへ一ベンをしないままであったので、今日の職業訓練忌避感の根源を創生したと言える。

徒弟制を軽視、乃至無視する観点を、戦後に利用される労働問題研究者の風早八十二が整理した。徒弟制を無視し、熟練工の養成方法を不問にしたのである。

Ⅲ.「日本国憲法」の「教育を受ける権利」 の信奉と職業訓練忌避観の定着

新たな「日本国憲法」に「教育を受ける権利」が規定されると、片山達が「教受権」を主張した背景の問題、福沢の発育論、日本人の憲法改正案の中で唯一GHQが参考にした鈴木安蔵の案には「教育」が忌避されていたこと、マッカーサー草案に「教育を受ける権利」は無かったこと、佐々木惣一の「教育を受けることは権利になるか」の質問、「世界人権宣言」の"the right to education"とは異なること等を無視して、教育学者はその理論化を追究した。

旧「教育基本法」第7条の「勤労の場所における教育」について、教育刷新委員会は「技能者養成所…等の教育施設に…教育の機会均等の趣旨に基づき…単位制…を与える」と建議した(1948年)が文部省は拒絶した。文部省は教育を狭い学校教育に限定したのである。

宮原誠一は「すべての教育は職業を目的とする教育」であると主張したが、徒弟制度に批判的な限界があった。下中が組織した生産教育協会では常務理事を務め、徒弟制度に敬意を示す職訓大初代校長になる成瀬政男も理事となったが、徒弟制度が評価されることはなかった。

中でも、堀尾輝久は、勤労権を無視する「教育権」論を体系化した。堀尾の「教育権」論の論理はヨーロッパ思想を曲解して、かつ、「実験的試み」や「許容されうる必要な操作」を行い、「教育が国民の権利」の語句を創作してマルクスの言葉のように解説し、ソビエト憲法よりも前にマルクスが「教育を受ける権利」を主張したかのように記している。この論理は「世界人権宣言」の論理をも無視している。このような「教育権」論が教育学からは批判されず、マスコミも盛んに紹介するため、国民は「教育を受ける権利」を信奉するのみであった。

このような「教育権」論は労働界にも浸透し、労働組 合の方針にも「教育を受ける権利」は主張するが職業訓 練を明確に要求する事は弱かった。その一端が「高校全 入制」の要求であり、それは普通教育の要望であった。

このようにして、職業訓練忌避観は「教育を受ける権利」と一体的にわが国の社会に定着しているのである。

Ⅳ. 職業訓練の忌避と「教育を受ける権利」

片山等の「教受権」論を戦後の革新的な論者は民主的であるはずと信じて利用したと推測される。そこには「権利」という言葉に惑わされる盲点があった。「権利」とは「物事を自由に行なったり、他人に対して当然主張し要求することのできる資格。」(『日本国語大辞典』)であることが認識されなかった。福沢諭吉の論を用いて「発育する権利」であればより好ましかったが、教育を否定

できない時代の下での最大の主張であったと言えよう。

「教育を受ける権利」が「日本国憲法」に規定される と、それを国民は疑う余地はなかった。

徒弟制度については戦後も教育訓練機能を理解しない雇用機能への批判が出された。労働組合も徒弟制を批判したため「労働基準法」案第 69 条の最初のタイトルは「徒弟使用者の制限」だったが、しかし、2.1 スト禁止を受けて閣議で「徒弟の弊害排除」と改正された。このタイトルは今日にも残っており、職業訓練忌避観の土壌になっている。

そして、堀尾が体系化した「教育権」論が教育界・社会に定着した。その「教育権」論は"the right to education"ではなく片山等の「教受権」論の延長線上に位置付いていることを本人も自覚していなかった。「教育権」論は新憲法の独特な論理構造を前提として"体系化"された。そのため、「教育権」論は子どもの"全面発達"論に有利な普通教育論と馴染み、職業訓練忌避観が同化した。そのような教育学の「教育権」論は、国民の進学志向と共鳴し、わが国に定着したと言える。

以上のように、「教育勅語」下において労働界で主張された「教育を受ける権利」論と徒弟制度批判により職業訓練忌避感が創生され、戦後の新憲法の「教育を受ける権利」を教育学は前提とし、体系化した「教育権」論に職業訓練の忌避観を刷り込ませ、それが社会に定着したという論理構造が明らかになった。

今後、わが国の国民育成を総合的に発展させるためには国民一人ひとりが自立できるための職業能力を修得することが権利であるという理論を構築することが課題となる。そのためには「教育を受ける権利」と決別し、"職業を(へ) 導く"観点に立脚することが重要と言える。

(主要参考文献)

- ・木村力雄『職業訓練指導員のための教育原理』、職業訓練大学校調査研究資料No.12、昭和48年。
- 佐々木輝雄職業教育論集第Ⅲ巻『職業訓練の課題』、多摩出版、 1986年。
- 澤和寿「工場法の制定過程に関する研究-教育条項を中心に -」、『技能と技術』、1977年第3号。
- 田中萬年『職業訓練原理』、職業訓練教材研究会、2006 年。
- 同「日本的『教育を受ける権利』の精神と問題」、『現代の理論』、2009年新年号。
- ・同『「職業教育」はなぜ根づかないのか』、明石書店、2013年。
- 同「職業訓練忌避観創生の背景と課題」。「田中萬年の 新ホームページ」に登載(2020年8月)。
- ・成瀬政男『人生と技能』、民主教育協会、1966年。
- ・宗像元介『職人と現代産業』、技術と人間、1996年。
- 労働運動資料委員会編・隅谷三喜男解説『労働新聞社:労働 世界』、中央公論事業出版社、1960。